盛岡市薪ストーブ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月13日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市薪ストーブ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1 薪ストーブの設置を促進することにより、市産材の需要拡大を図るため、住宅又は店舗等への薪ストーブの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則(昭和50年規則第27号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。 (定義)

- 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 薪ストーブ 薪を燃料とする暖房器具(二次燃焼構造を有するものに限る。)並びにこれに伴う排煙設備及び断熱材をいう。
 - (2) 住宅 自己の居住の用に供する住宅で、市の区域内に所在するものをいう。
 - (3) 店舗等 物品販売業を営む店舗、飲食店その他市長が適当と認めた建築物で、市の区域内に 所在するものをいう。

(補助金の交付の対象)

- 第3 第1に規定する経費は、次に掲げる要件に該当する者が設置する薪ストーブ(その者が購入 し、かつ、所有するものに限る。以下同じ。)の購入に要する経費並びに当該薪ストーブを設置 するために要する工事費及び需用費とする。
 - (1) 市税を滞納していないこと
 - (2) 過去に薪ストーブの設置に関し市の補助金の交付を受けていないこと(住宅に薪ストーブを設置する場合に限る。)

(補助金の額)

- 第4 第3に規定する経費に対する補助額は、次の各号に掲げる薪ストーブを設置する場所の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 住宅 当該経費の3分の1に相当する額(その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が15万円を超えるときは、15万円を限度とする。
 - (2) 店舗等 当該経費の3分の1に相当する額(その額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。

(補助の実施期限)

- 第5 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和8年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。
- 2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金により設置された薪ストーブの数とする。 (申請の取下期日)
- 第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1 部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 見積書の写し	1 部	
	4 薪ストーブの仕様が確認できる書類	1 部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第	補助事業変更承認申請書	1 部	変更しようとす
1項			る日の10日前
規則第9条第	補助事業中止(廃止)承認申請書	1 部	中止し、又は廃
2項			止しようとする
			日の10日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1 部	事業完了後14日
	2 実績報告書	1 部	以内又は当該年
	3 経費の請求書又は領収書の写し	1 部	度の3月31日ま
	4 薪ストーブの設置を行った後の状況	1 部	でのいずれか早
	が分かる写真		い日
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通
1項			知書の受領後30
			日以内
規則第21条第	財産処分承認申請書	1部	別に定める。
2項			